

相続手続に必要な親族の戸籍謄本の交付請求において、親族等の委任状の提出を求めないで！

－ 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する大阪法務局の回答（措置状況） －

【行政相談の要旨】

配偶者が亡くなったので、相続手続に必要な配偶者方の親族に係る戸籍謄本の交付請求を市役所で行ったところ、当該戸籍の直系親族等からの委任状を提出するよう求められた。相続手続を目的とした交付請求では委任状は不要のはずであるので、市役所は委任状なしで戸籍謄本を交付してほしい。

大阪法務局にあっせん（令和4年2月18日通知）

大阪法務局は、法定受託事務として戸籍事務を管掌する市町村に対し、自ら及び管区内の地方法務局が実施する管内市町村の戸籍事務担当職員等を対象とした研修や会議等を通じて、次の対応を行うこと。

- ① 自己の権利の行使又は義務の履行を目的とする場合には、第三者であっても戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付を請求でき、その際に委任状の提出は必要とされていないことについて改めて説明し、適正な戸籍事務の処理を求めるとともに、市町村が開設するホームページ等において、これらに関する説明等を適切に行うよう助言すること。
- ② また、市町村に上記①の助言を行う際には、プライバシー保護等の観点から、本人確認資料のほか、必要な説明を求めることがあることについても併せて周知するよう助言すること。

大阪法務局の措置状況（令和4年3月15日回答）

大阪法務局及び同局管区内の地方法務局（京都、神戸、奈良、大津、和歌山）では、今後、市町村に対し次の対応を予定

- ① 自己の権利の行使又は義務の履行を目的とする場合には、戸籍に記載された者以外の者であっても戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付を請求することができ、その際に委任状の提出は必要とされていないことについて改めて説明し、適正な戸籍事務処理を求めるとともに、市町村が開設するホームページ等において、これらに関する説明等を適切に行うよう助言する。
- ② 戸籍謄本等の請求に当たっては、戸籍に記載された者のプライバシーの保護等の観点から、本人確認資料のほか、必要に応じて疎明資料の提出を求められることがあることの周知を徹底するよう助言する。

その後の措置状況（令和5年2月13日回答）

大阪法務局及び同局管区内の地方法務局は、令和4年4月以降、以下の機会を利用して、市町村に対し、相続手続など権利行使を目的とした戸籍の第三者請求について適切な説明等を行うよう助言等を行った。

【令和4年度実績】

- ・市町村の戸籍事務従事職員を対象とした研修において説明（各局2～3回開催）
- ・市町村との定例会議や市町村に対する現地指導において助言（現地指導は概ね2年間で管内全市町村を巡回）
- ・管内全市町村にホームページ掲載状況の確認を依頼

今後も、市町村の窓口や、市町村が開設するホームページ等で適切な案内が行われるよう、フォローを行う。

【本件の問合せ先】 近畿管区行政評価局 総務行政相談部 首席行政相談官室

電話：06-6941-8166 / URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>